

●●介護保険料(年額)の決まり方●●

- 介護保険料は市民税の課税状況や前年の所得をもとに算定されます。
- 世帯状況は4月1日現在の状況で判定されます。ただし、年度途中で資格を取得された方は、資格取得日時点の状況で判定されます。
- 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(所得控除や特別控除、損失の繰越控除前)の所得金額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金額は、以下の★印の金額を用います。

★合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額-土地建物の譲渡所得特別控除額-公的年金に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

- 今年度の介護保険料は、下記の方法で決定させていただきました。

○市民税非課税の方○			所得段階	保険料 (年額)	
生活保護を受けている方					前年度から引き下げ
世帯員 全員が	老齢福祉年金を受けている		第1段階 基準額×0.26	19,700円	
	市民税 非課税	本人の 前年の	80万円以下		
80万円を超え 120万円以下			第2段階 基準額×0.47	35,500円	
合計所得金額 + 年金収入額		120万円を超える	第3段階 基準額×0.68	51,400円	
同世帯 に市民 税課税 者がい る	本人の 前年の	80万円以下	第4段階 基準額×0.9	68,000円	前年度同額
		80万円を超える	第5段階 基準額	75,600円	

●市民税課税の方●			所得段階	保険料 (年額)	
本人の 前年の 合計所得 金額	120万円未満	第6段階 基準額×1.2	90,700円	前年度同額	
	120万円以上210万円未満	第7段階 基準額×1.3	98,300円		
	210万円以上320万円未満	第8段階 基準額×1.5	113,400円		
	320万円以上420万円未満	第9段階 基準額×1.7	128,500円	所得段階を新設	
	420万円以上520万円未満	第10段階 基準額×1.8	136,100円		
	520万円以上620万円未満	第11段階 基準額×1.9	143,600円		
	620万円以上720万円未満	第12段階 基準額×2.0	151,200円		
720万円以上	第13段階 基準額×2.1	158,800円			

【昨年度からの変更点・注意点】

- ①介護保険法施行令等の改正にともない、所得段階が9段階から13段階に変更になりました。これにより第1段階から第3段階の保険料(年額)が変更になり、市民税課税の方で前年の合計所得が420万円以上の方は所得段階が所得に応じて新設されました。
- ②合計所得金額に給与所得または公的年金等金額にかかる雑所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除して得た額により年間保険料を決定します。(市民税非課税者のみ)
- ③生活保護を受けている方は市民税の課税の有無や所得にかかわらず1段階になります。

○●期割額の決まり方●○

●年金天引き(特別徴収)の方

確定した保険料額から、4月、6月分の保険料を差し引き、8月以降(8月、10月、12月、2月)の4回の納期に割って年金天引き額を決定しています。通常、4月、6月、8月の年金天引き額は、仮徴収期間のため前年度2月と同額になりますが、年間を通して保険料額ができるだけ均等になるように、8月の仮徴収額が変更になっている場合があります。

●納付書または口座振替(普通徴収)の方

7月以降の納付額は、確定した保険料(年額)から4月、5月、6月(仮算定)分の保険料額を差し引いた額を納期ごとに分け、決定しています。また、年度途中で資格取得された方は、12か月分の保険料(年額)を資格取得月分から月割で金額を決定しています。